

康局難病対策課長通知)」の別添「指定難病患者データベースシステムの運用に係る臨床調査個人票の取扱要領」によるものとする。

第8 情報提供ネットワークシステム活用環境整備事業

1 概要

都道府県及び指定都市は、平成30年度税制改正等を踏まえ、特定医療費の支給事務において、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号 以下「番号法」という。)に基づく情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を実施及び活用するために必要な、業務システムの改修等の環境整備を実施する。

2 実施主体

実施主体は、都道府県及び指定都市とする。

3 実施方法

都道府県及び指定都市において整備している特定医療費の支給事務に関するシステムについて、個人番号を使用した情報照会の実施及び情報照会の結果を申請情報と連結するための機能を導入するための環境整備を実施する。なお、当該整備には、番号法別表第2に基づき医療保険者又は後期高齢者医療広域連合から提供される情報に関するものを含むこと。

第9 臨床調査個人票電子化等推進事業

1 概要

都道府県、指定都市、難病指定医等が勤務する医療法(昭和23年法律第205号)第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、並びに同法第8条の規定に基づき届出をした診療所(以下、「指定医の勤務する医療機関」という。)は、臨床調査個人票のオンライン化等の特定医療費支給認定事務に必要な業務システムの改修等の環境整備を実施するものとする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市及び指定の勤務する医療機関とする。

3 実施方法

都道府県及び指定都市において整備している特定医療費の支給認定事務に関するシステム等について、指定医が作成する臨床調査個人票のオンライン化に対応するために必要な業務システムの改修及びその他支給認定事務に必要な機能の導入等の環境整備を実施する。

第10 事業実施上の留意事項

- 1 都道府県及び国立大学法人等は、難病医療提供体制整備事業及び神経難病患者在宅医療支援事業を実施するに当たっては、患者等の心理状態等に十分配慮し、患者等の意見を踏まえた事業の実施に努めること。